

ウールマーク品質基準

品質基準 F-7 : 2016

ウールブレンド製品の 繊維混用率

製品

ウールブレンド・ロゴは、各製品が関連する品質基準も満たすことを想定して、以下の製品に適用される。

アパレル製品

ニットウェア

- セーター、カーディガン、ベスト
- ジャケット、コート
- ズボン
- スカート
- ドレス
- ドレスガウン
- シャツ、ブラウス
- 肌着
- 寝衣（ドレスガウン除く）
- ソックス、ストッキング、タイツ
- レギンス
- 衣服セット（スーツとコスチューム含む）
- アクセサリー（帽子、スカーフ、手袋、ネクタイ）

布帛製品

- コート（ベスト含む）
- ジャケット
- スーツ（例：ジャケット+ズボン）
- コスチューム（例：ジャケット+スカート）
- ズボン
- スカート
- ドレス
- ドレスガウン
- きもの
- シャツ、ブラウス
- 寝衣（ドレスガウン除く）
- アクセサリー（帽子、ショール、スカーフ、手袋、ネクタイ）

中間製品

- 上述のアパレル製品に用いる織物
- 上述のアパレル製品に用いる編物
- 糸
 - アパレル製品にのみ用いる織糸
 - アパレル製品にのみ用いる編機用糸
 - 手編み糸

品質基準 IF-1 に含まれる室内装飾用布帛

品質基準

特性	試験方法	合格レベル
羊毛混用率 (%) 以上	TWC-TM155	新毛 30%
未満		新毛 50%
非毛繊維混用率 (%) 以下		70%

- 上記の品質基準は、必ず裏面の備考と併せて読むこと。

注

1. ウールブレンド製品は、必要に応じて、製品品質基準 AK-1、AW-1、SF-1、SF-2、IF-1、SY-1 に記載された品質基準を満たさなければならない。
2. ウールブレンドは、パイル衣類シェルで使用してはならない。
3. ウールブレンドは、製品品質基準 IB-1、IB-2、IB-3、IB-5 に含まれる寝具では使用しない。
4. ウールブレンドは、製品品質基準 IC-1 および IC-2 に含まれる床敷物製品では使用しない。
5. 製品品質基準でウールブレンド・ラベルの使用が明確に除外されている場合は、製品で使用しないものとする。
6. 「新毛」には、羊または子羊の羊毛から取った繊維が含まれる。この繊維は、過去に糸に紡がれたり、フェルト化されたり、完成品に組み込まれたりしたことがあってはならない。
7. これには、フリースウール、スキンウール、未処理の羊毛のカーディングまたはコーミングの副産物として得られる緩く結合した羊毛繊維などのねじれていない柔らかい羊毛くず、破断したトップ、ノイル、ロービングウエスト、ローラーくずから取った羊毛繊維が含まれる。整形した羊毛、湿式または乾式仕上げプロセスから取り出した毛くず、羊毛わたマットレスから再生した繊維を含めることは認められない。
8. 「他の天然繊維」には、新規状態の天然高分子（ビスコース、リオセルなど）、合成高分子（ポリエステル、ポリアミドなど）、天然繊維（絹や植物繊維など）が含まれる。再利用繊維は認められない。また、過去に紡績糸にされたか、フェルト化されたか、または完成品に組み込まれたことのある再処理繊維も認められない。
9. 個々の（単）糸としてウールと密接混合される非毛繊維（「人造繊維」または「他の天然繊維」）は一種のみとする。Woolmark Management Group は、正当な理由で密接混合に複数の非毛繊維を使用する要求を承認することがある。
10. 2 つ以上の単糸が撚り合わせられている場合、それぞれの単糸に異なる非毛繊維を含めることが認められる。
11. 次のような非紡績製品としてウールと密接混合される非毛繊維（「人造繊維」または「他の天然繊維」）は一種のみとする。わたの層または不織布。
12. 全体的な製品の繊維混用率が新毛 30%以上である場合、非毛 100%経糸または緯糸から構成される製品
13. 「高級獣毛」には、アンゴラヤギ（モヘア）、カシミヤヤギ（カシミヤ）、ラクダ、アルパカ、ラマ、ビキューナ、アンゴラウサギが含まれる。ただし、カナダ、メキシコ、南アフリカ、米国で

は、アンゴラウサギは、ウールとは呼ばれない。

14. 高級獣毛を製品に含める場合、ラベルに情報が記載されないことがある。製品には、新毛 $x\%$ （羊毛+高級獣毛）、非毛繊維 $y\%$ というラベルを付けなければならない。高級獣毛が含まれていることは、追加（ウールマークブレンド以外の）ラベルに記載される。
15. オーストラリアおよびニュージーランドでは、高級獣毛をウールとして記載してはならず、ウールとのブレンドに含まれる場合、羊毛と他の高級獣毛（カシミアなど）を区別するため、一般名で記述しなければならない。

補注

- 規格（公認）ブレンド比とウールマーク **TM155** を使用して測定した比率との間では、 **$\pm 3.0\%$** の許容誤差が認められる。ただし、**TM155** を使用して試験する場合は、**30%**の絶対最低羊毛繊維混用率が設定される。
- 偶発的な繊維状夾雑物の **0.3%**の許容誤差が認められる。これは繊維状である場合（非毛繊維が別の繊維の形態である場合）に限り認められる。夾雑物が糸として発生する場合や、以前に繊維が撚り合わせられたことが明らかである場合は認められない。